

天理教の危機とその対策

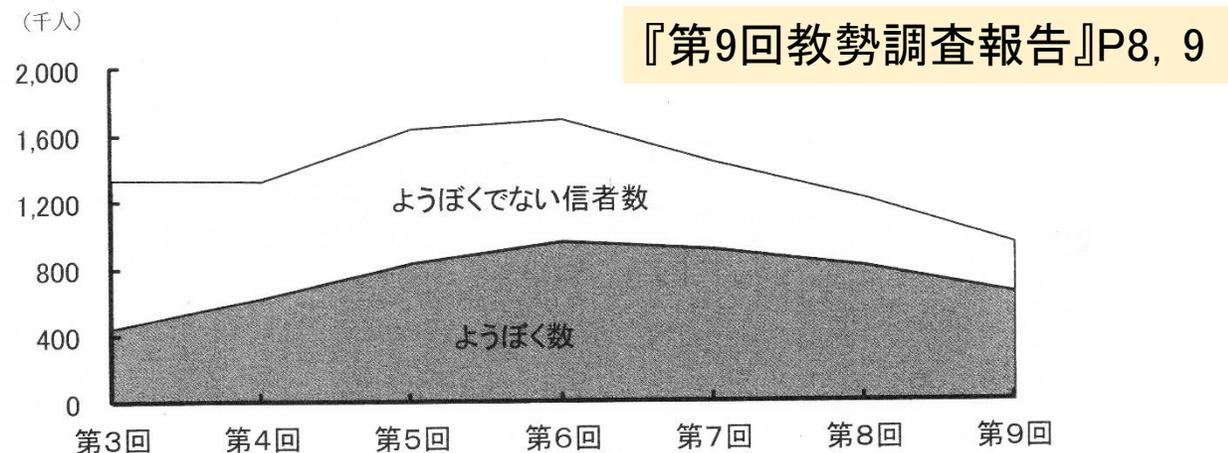
—天理教の再生は可能か？—

公表信者数は100年祭時の半分
実質10分の1以下

天理教の現状は限りなく寂しい。右の表は、『第9回教勢調査報告』(天理教表統領室調査情報課作成. 2017.12.26. 天理教教会本部発行)に出ている数字で、1956年以降の信者数の推移を示しています。「教勢調査」は10年に一度、全教会に調査票を配布して行うもので、回収率99.12%と非常に高いものです。

信者総数では、戦後の統計上最も多い100年祭時に比べて現在は約半分に減少しています。また、信者総数を「ようぼく」と「ただの信者」に別けたのが下のグラフです。教会スタッフに近いようぼくの比率が高くなっています。これは外(教会外)への布教によるのではなく、教会子弟が多くようぼくになっているということで、「縦の伝道」と言えば聞こえはいいですが、教会経営に携わる身内にしか「信仰」を伝えられない内にこもる教団になっていることを表しています。この数字は各教会の自己申告をまとめたもので、出直し(亡くなった)方の数は除かれていても、活動を休止している方は数に入っている可能性があり、実数はもっと少ないと思われます。

調査年	信者総数
第3回 1956(70年祭)年	1,335,836
第4回 1966(80年祭)年	1,323,363
第5回 1976(90年祭)年	1,637,249
第6回 1986(100年祭)年	1,687,220
第7回 1996(110年祭)年	1,433,548
第8回 2006(120年祭)年	1,216,137
第9回 2016(130年祭)年	941,315



修養科修了者の数は10分の1＝実勢は10分の一以下

「教勢調査」よりも教内の実勢を表す数字として修養科の修了者数を見てみましょう。

90年祭の頃が最大で、年間15,000人ほどです。それ以降は減少し続け、2018年では、1,500人ですから、10分の1です。また最近では、修養科に2度目、3度目の方も多そうです。そのような人たちを引くとさらに数は減ります。6月の修了者(4月入学)が多いのは、学校を卒業したのを機に入学する教会子弟によるものです。世代間再生産(親から子へ)が主になっていることの表れです。

修養科終了者数

1948(昭和23)年	11,512
1959(" 34)年	10,334
1970(" 45)年	11,526
1975(" 50)年	15,858
1980(" 55)年	12,629
1990(平成2)年	7,520
2000(" 12)年	4,451
2009(" 21)年	3,138

終了月	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	年間
2016	95	186	147	82	120	411	229	144	119	68	184	225	2010
2017	48	114	121	57	129	369	176	104	116	52	203	167	1656
2018	65	87	117	62	108	375	191	133	95	52	150	137	1572
2019	45	76	113	48									

数字は『天理教統計年鑑』及び『みちのとも』による。

(1) 年代別ようぼく数

	男	女	計
10代	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20代	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30代	0 (1)	1 (1)	1 (2)
40代	1 (2)	1 (2)	2 (4)
50代	1 (2)	2 (3)	3 (5)
60代	2 (2)	3 (3)	5 (5)
70代	2 (2)	3 (4)	5 (6)
80代以上	1 (1)	3 (3)	4 (4)
不明	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	7 (10)	13 (16)	20 (26)

(2) ようぼくでない信者数

男	女	計
4 (6)	5 (8)	9 (14)

(3) おつとめの参拝者、奉仕者数

	参拝者	内、奉仕者	奉仕者を除く 参拝者
朝夕	3 (3)	2 (3)	1 (0)
月次祭	12 (14)	10 (12)	2 (2)
大祭	13 (16)	11 (13)	2 (3)

○ 内は第8回の際の中央値で表した一般的な教会の姿で、提出教会が16,922箇所であったので、8,461番目の教会と8,462番目の教会の数字の平均をとることで求めている。

第9回の中央値では、第8回よりようぼく数が6人、ようぼくでない信者数が5人減少しており、信者総数としては11人の減少がみられた。おつとめの参拝者、奉仕者数も第8回と比較すると、2～3人の減少がみられた。

教会の実状

左の表は、『第9回教勢調査報告』に出ているもので、調査の提出教会16,523の中で、その数の多いものと少ないものを順に並べてそのちょうど真ん中の教会の数字(「中央値」と呼ばれます)です。上からでも下からでも8,262番目の教会です。ようぼくを含む総信者は、29(20+9)名です。朝夕のおつとめは夫婦二人、月次祭は、お手ふりの6人に、鳴り物4人という構成で、全教会の半数はこれ以下ということです。

『第9回教勢調査報告』P45

※ ○ 内は第8回教勢調査の数

信者数の減少は教会経営の危機を招く —お供えだけでは生活保護レベル以下の教会が多い—

教会は基本的に信者のお供えで成り立っています。信者が減ればお供えで成り立つ教会の経営は苦しくなります。天理教の教会組織はピラミッド型なので、上位の教会は下位教会からのお供えもあるので、末端と呼ばれる部下のない教会よりは比較的豊かであると思われます。では部内のない最も信者減少の影響を受ける末端教会の経営はどうなっているのでしょうか。末端と部内がある教会を別けた数の統計はなさそうなので、一例として、郡山大教会（部内教会251カ所—1989.『改訂天理教事典教会史編』による）をみてみましょう。郡山では一カ所でも部内がある教会が56で、部内のない末端教会は195、約8割（正確には78%）です。これを全教会、16677に当てはめると、約13000が末端になります。

では教会経営が成り立つお供えの額とはいくらぐらいでしょうか。「教会経営が成り立つ」とは教会長家族の生活が出来て、さらに上級教会へのお供え、おぢば帰りなどの費用が賄えるということです。

最低必要な生活費は、生活保護の支給額を参考にしてみましょう。生活保護に普通、家族の例とされる「標準世帯〈夫婦に子二人〉」という区分けはありません。「単身（平均で7万円）」「二人世帯（同11万円）」「母子世帯（「子一人（同14万円）」と「子二人（同18万円）」）」（実際にはこれにそれぞれアパート代などの住宅扶助が付きます）になっているので、「単身」から「夫婦＋子二人」の家族とすると、月7万～22万くらいが生活費でしょうか。これを年間にすると、84万～264万円となります。これに教会の必要経費（お供えなど）を加えると、年間100万～300万は必要です。

これを中間値の教会に当てはめると、29人の信者（ようぼくを含む）が毎月1万円お供えをすると、348万円になって、上の数値を越えます。ただ、すべての信者が毎月1万円をお供えするのはかなり難しいと思いますし、中間値以下の教会（全教会の半数）の多くは、お供えだけでは生活保護レベルの生活を維持するのも困難ということです。そのため、外に出て働ける人はアルバイトをして生活費を稼ぐし、高齢者は年金をそこに当てます。年金が少額な場合は、まさに生活保護を受けるしか生きる手段がなくなります。

教会活動の実態 — 会長は何をやって暮らしているのか —

ごく一般的な教会長の 一カ月のスケジュール

ごく一般的な教会長の		一カ月のスケジュール	
1		17	
2		18	信者B宅講社祭り
3		19	
4	支部(地域単位)例会	20	
5		21	大教会月次祭
6		22	
7	自教会月次祭	23	
8		24	
9		25	本部の各種行事
10	上級月次祭準備手伝い	26	教会本部月次祭
11	上級教会月次祭	27	
12		28	支部雅楽講習会
13		29	
14	信者A宅講社祭り	30	
15	支部においがけデー	31	
16			

※毎日、朝夕に「おつとめ」が行われる。三座のつとめ、12下りの手踊りのうち2下りをつとめる。教会により「おふでさき」拝読(数十首を読む—意味の解説はしない)。
 ※月次祭は三座のつとめ、12下り全部をつとめる。以前はつとめの終了後に祭典講話が行われていたが、今はほとんど行われず、あっても連絡事項の通達位である。(本部や大教会レベルでは行われている)
 ※三座のつとめや12下りの解説はほとんど行われぬ。
 ※講社祭りは一般信者の家で行うつとめで、本来ならば教理などを伝える重要な役割を持つが、単につとめをするだけになっている。
 ※スケジュールの空きスペースに、地域の自治会活動やパート労働などが入る。

意味の説明もない「おふでさき」「みかぐらうた(三座のつとめ、12下り)」を月に何回読んでもやっても宗教的魅惑は見えてこない!

こうして一カ月が過ぎ、一年が過ぎていく。



『天理時報』(2019年5月19日号3面)

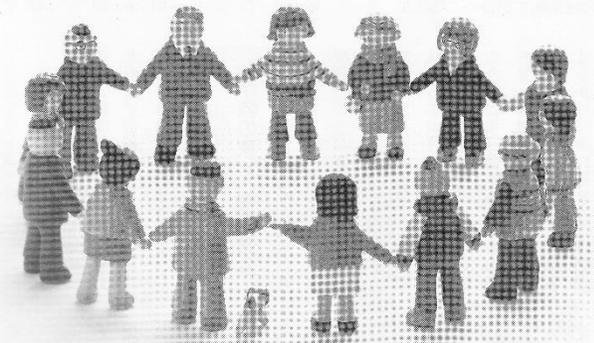
教会長の一カ月のスケジュールは内向きな活動が多くを占めていることをみたのですが、『みちのとも』(2019年5月号)は、教会の大きな使命は「にをいがけ、おたすけ」にあるという視点から「社会に根ざす教会活動」を特集しています。

取り上げられている活動は、「里親」「こども食堂」「民生委員」「子育て広場」「地域子育て支援事業」「地域の集会所的機能の場」「ふれあい喫茶、災害時の臨時避難所など」「雅楽」などで、以上の活動は、「雅楽」を除くと、国や自治体が主体であったり、あるいは推進しているものです。

また、『天理時報』(2019年5月19日号)は、「第12回社会福祉大会」の様子を紹介し、里親連盟の分科会が行われたこと、「天理教こども食堂ネットワーク発会式」について報道しています。

教会活動 根ざす 社会に

特集



『みちのとも』(2019年5月号)P8

里親活動－教団挙げて現在推進

国全体	S30年	40年	50年	60年	H24年	25年	26年	27年	28年
登録里親数 (世帯)	16,200	18,230	10,230	8,659	9,392	9,441	9,949	10,679	11,405
委託里親数 (世帯)	8,283	6,090	3,225	2,627	3,487	3,560	3,644	3,817	4,038
委託児童数 (人)	9,111	6,909	3,851	3,322	4,578	4,636	4,731	4,973	5,190

厚生労働省のHPより

○里親の職業

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
3,481	221	100	648	185	383	192	134	181	254	371	480	332
100.0%	6.3%	2.9%	18.6%	5.3%	11.0%	5.5%	3.8%	5.2%	7.3%	10.7%	13.8%	9.5%

○年間所得

※児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日現在）

里親に支給される手当等	里親手当 (月額)	養育里親 86,000円 (2人目以降43,000円)
		専門里親 137,000円 (2人目以降94,000円)
	※平成29年度に引き上げ（それ以前は児童1人当たり、養育里親72,000円、専門里親123,000円）	
	一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）	乳児 58,570円、乳児以外 50,800円
	その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）	

天理教里親連盟の資料によれば、教内の登録里親数は439世帯で、主に95%以上が養育里親であり、その中の322世帯で686人の子供たちが養育されています（平成28年）。

この数を厚生労働省が発表している日本全体の里親によって養育されている子どもの数と照らし合わせると、天理教では日本全体の13%の子どもを里親一人が二人を養育している形になり、里親の職業で「宗教家」とされている多くが天理教ということになります。

里親に支給される手当は「里親手当」と「生活費」に大別され、「生活費」は当然子供のために使われるものですが、「里親手当」は課税対象になる収入で、里親が自由に使えるものです。子どもを二人預かっていたら、約13万円が収入となり、年間150万円になります。教会の家族構成にもよりますが、これだけで教会が維持できる収入になる場合もありそうです。専門里親で二人預かれば、300万に近い金額になります。教団挙げて里親活動に力を入れる理由はここにもありそうです。

外の世界とつながっている子ども食堂と雅楽

天理教内の子ども食堂の実施数は40くらい(子ども食堂を行っている教会のHPより)のようです。日本全体の実施数は2018年4月(毎日新聞による)で2286です。その中の40は約2%です。天理教では、毎年夏には子供を対象にした「こどもおぢば帰り」を長年実施しており、また、ある程度の大きさの教会であれば、調理器具やテーブル、イス、食器なども整っている場合が多いことを考えると、意外に少ないと感じます。この原因は、末端教会では、経済的に疲弊していて、準備に時間を取られたり、食材などが持ち出しになる子ども食堂はやりづらいこと、また、部内のある大きな教会でやる場合は、実際の準備や食材は部内の末端教会に割り当てられたりして教内の評判はあまり良くないことにあるようです。

また、里親活動のように収入に結びつくわけもなく、来てくれた子どもが信者になることも期待できないのであまり関心がないのではと思われます。

それはともかくとして、里親活動や子ども食堂は、天理教が外の世界と結びつく数少ない活動です。そのような活動の一つに『みちのとも』の記事にも出ている雅楽を加える事が出来るかと思えます。雅楽は天理教が公認を得るために神道との関係を深めていく中(明治20年代)で教内に入り、現在も祭典時に演奏されています。天理大学の雅楽部は海外公演も行っていますし、教内の三つの高校には雅楽部があり、多くのOB,OGを生んでいます。また、教会の系統ごとに雅楽の練習なども行われています。日本には〇〇雅楽会といったアマチュアの団体がたくさんあり、定期演奏会なども行っているようです。これらの団体は天理教とは無関係ですが、その構成員には天理教関係の人が多いうようです。天理教抜きにして日本の雅楽界は成り立たないといわれています。ただ「天理教」を表に出すことはあまりないようです。

雅楽が日常演奏される場合は神式の結婚式場でしょうか。そこでは式場の格によって1~3万円程度の報酬が数時間の仕事で支払われるようです。天理教の教会長などの中にはこういった場でアルバイトをしている人もいます。ただ、雅楽は教祖の教えとは無関係で、応法の理として教内に入っており、天理教が1970年に教派神道連合会を脱会し、教祖の年祭ごとに祭具や儀式の中の神道色を払拭している流れを考えると「つとめ」の前に雅楽を演奏するというのどんなものかという気がします。

どちらにしても、天理教が外部の世界とつながっている部分というのは非常に小さいように感じます。

講社祭りも外部と繋がる窓で、教会以外の人意見を聞く良い機会だと思いますが、そのような活用のされ方は為されていないようです。

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
	区分	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親		ホーム数	委託児童数
		7,505世帯	632世帯	2,445世帯	471世帯		218か所	
	(里親は重複登録有り)	7,505世帯	632世帯	2,445世帯	471世帯			829人
		7,505世帯	632世帯	2,445世帯	471世帯			
		7,505世帯	632世帯	2,445世帯	471世帯			
		7,505世帯	632世帯	2,445世帯	471世帯			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	131か所	595か所	38か所	58か所	258か所	113か所
定員	3,857人	34,044人	1,779人	3,815人	5,121世帯	749人
現員	3,069人	28,831人	1,310人	1,544人	3,654世帯 児童5,877人	430人
職員総数	4,088人	15,575人	948人	1,801人	1,972人	372人

小規模グループケア	943か所
地域小規模児童養護施設	269か所

※里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成25年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成25年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成23年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成24年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

ここでは、『天理時報』が取り上げた二つの問題、「里親」と「子ども食堂」について掘り下げてみましょう。

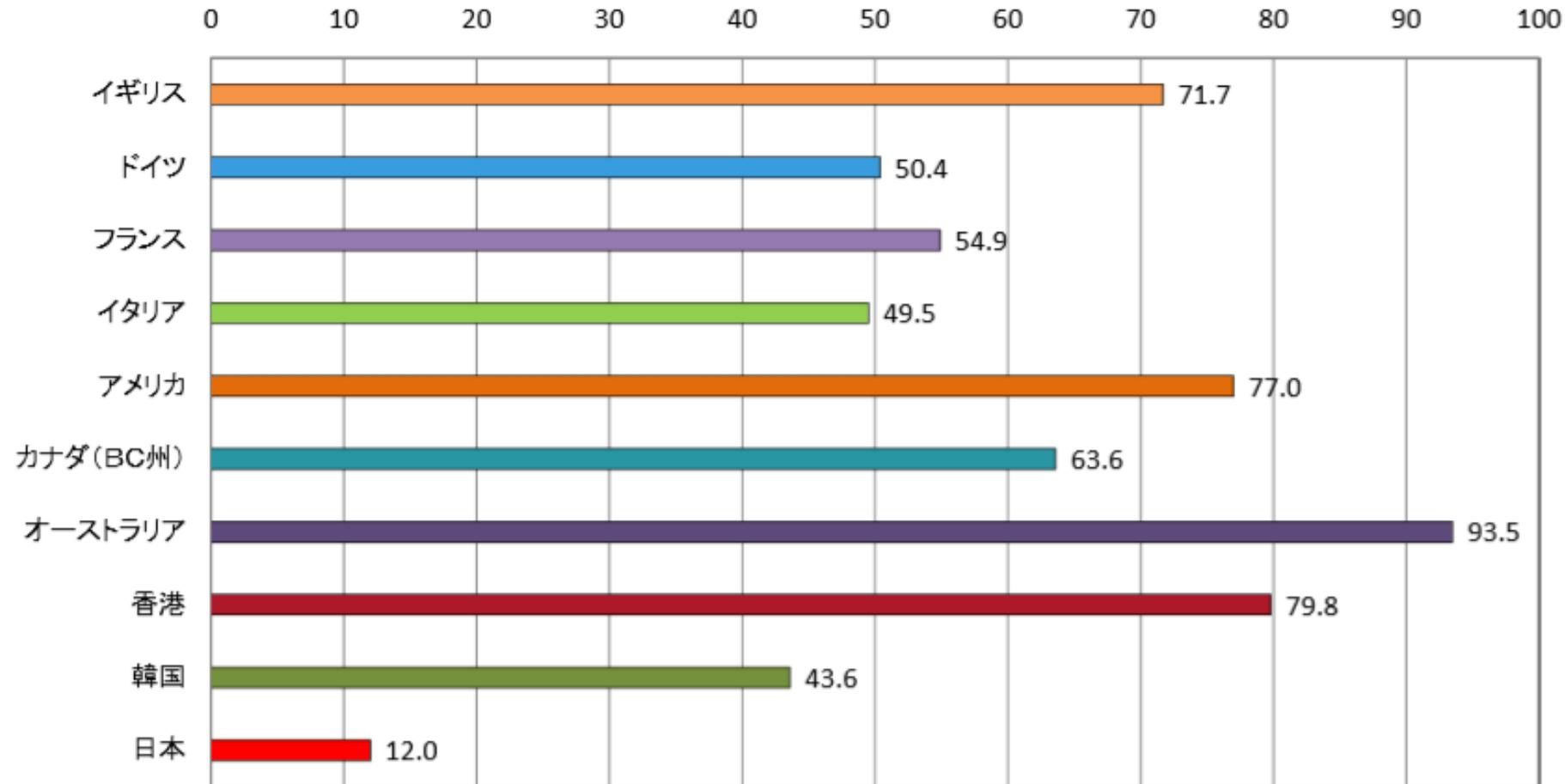
右の表は、労働厚生省作成の資料で、里親の養育対象になる児童数と実際に里親が預かっている数、それ以外の施設が預かっている数が出ています。総児童数は約4万6千人で、そのうちの約1割が里親が養育している児童です。

対象児童数は、ここ40年程、年ごとの増減はありますが、さほど大きな変化はありません。ただ、20年ほど前から里親が預かる子供の数が増えています。これは外国に比べて、日本の里親委託児童数が極端に低い状況を改善しようという動きがあるためで、この動きの中に天理教の里親の増加があります。

ただ、里親については「手当」目的の希望者を排除するために所得の基準がありますが、天理教についてはやや緩い対応がされているようです。

外国に比べて日本の里親は格段に少ない

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況)(%)



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

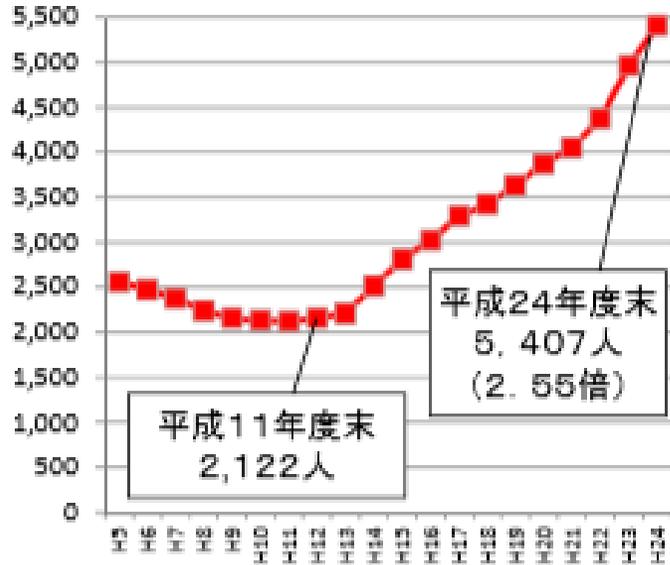
社会的養護の現状について(厚生労働省資料)

(2) 要保護児童数の増加

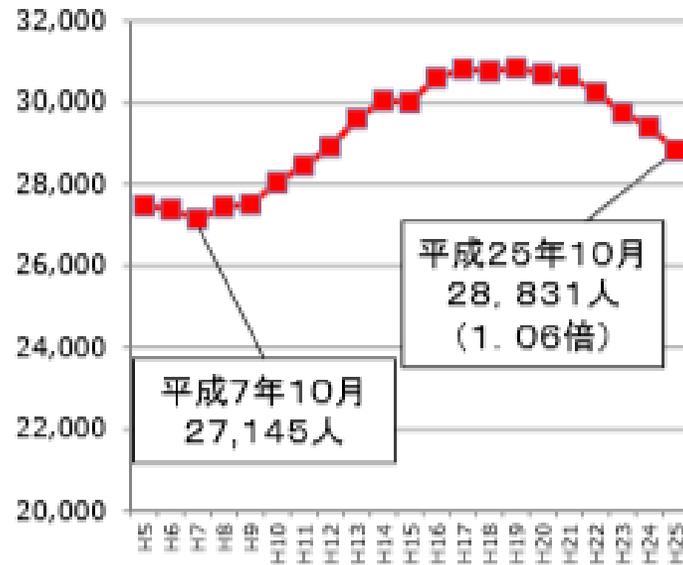
社会的養護の現状について(厚生労働省資料)

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.6倍、児童養護施設の入所児童数は約1割増、乳児院が約2割増となる。

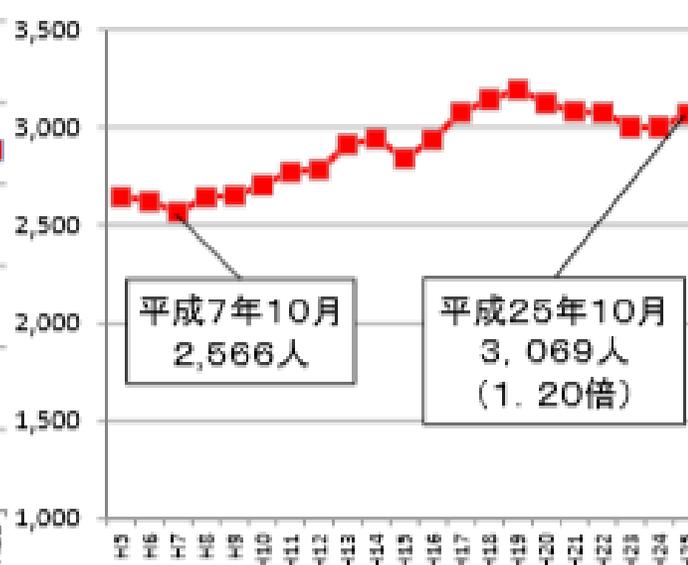
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数



○ 乳児院の入所児童数



左の資料では「要保護児童数の増加」というタイトルになっていますが、児童数そのものはさほど増えておらず、増えた分は里親の増加で対応していることが分かります。

措置費
(例) 定員45人の児童養護施設の場合

社会的養護の現状について(厚生労働省資料)

事務費

- ・一般分保護単価 174,620円
- ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 20,890円
- ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

+

事業費

- ・一般生活費 47,430円
- ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等) 予算額1人平均 11,500円



児童1人月額 約27万

※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、更に、児童1人月額 約8万1千円加算

「措置費」とは、施設で児童を預かった場合の児童一人当たりにかかる費用です。約27万円かかっており、里親に預けた場合は、14万円位(里親手当と生活費の合計)くらいですから、里親は家庭的であるという利点と同時に、経済的にも国の負担が少なくなることが分かります。

激増する虐待による要養護児童

児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査

③児童の措置理由(養護問題発生理由)

	H20	H10	S62	S52
(父・母・父母の)死亡	775[2.5]	947[3.5]	2,221[7.5]	3,430[10.9]
(父・母・父母の)行方不明	2,197[7.0]	4,020[14.9]	7,757[26.2]	9,060[28.7]
父母の離婚	1,304[4.1]	2,292[8.5]	5,941[20.1]	6,190[19.6]
父母の不和	252[0.8]	297[1.1]	455[1.5]	560[1.8]
(父・母の)拘禁	1,611[5.1]	1,173[4.3]	1,383[4.7]	1,170[3.7]
(父・母の)入院	1,833[5.8]	2,467[9.1]	3,411[11.5]	4,080[12.9]
(父・母の)就労	3,055[9.7]	3,834[14.2]	328[1.1]	300[1.0]
(父・母の)精神疾患等	3,377[10.7]	2,024[7.5]	1,533[5.2]	1,600[5.1]
虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	10,447[33.1]	5,192[19.2]	3,087[10.4]	2,590[8.2]
破産等の経済的理由	2,390[7.6]	1,287[4.8]		
児童問題による監護困難	1,047[3.3]	1,450[5.4]		
その他・不詳	3,305[10.5]	1,996[7.4]	3,437[11.6]	2,560[8.1]
総数	31,593[100.0]	26,979[100.0]	29,553[100.0]	31,540[100.0]

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

社会的養護の現状について(厚生労働省資料)

左の表は、養護施設に入っている児童の原因別の数字です。全体の数はさほど大きな変化は見られないのに、「虐待」によるものだけが、4倍に増えています。それに対応する形で、父母の離婚、行方不明、死亡が減っています。

下のものは日本子ども支援協会という里親制度の普及を進めている団体のホームページから採ったものです。「里親制度が必要な理由」として五つが挙げられ、そこに「ごはんは1日1回、給食だけ」というのがあります。これはまさに子ども食堂が必要とされる理由です。では次に子ども食堂について考えてみましょう。

里親制度が必要な理由

施設には施設の役割があり、親と暮らせない子どもたちにとってはとても大事な存在です。しかし、長期的に施設での生活を続けることはあまり良いことではありません。幼い頃から施設で育った子どもたちは、「家庭」での暮らしを知りません。「わたしだけを、ぼくだけを見てくれる大人」の存在を知りません。そうすると、自分が家庭を持つときにどう子育てしていいのか分からず、子育てが難しい状況になってしまいます。



しらない男の人たちがよく家に出入りしてる



ごはんは1日1回。学校の給食だけ。



親が何度も逮捕される



毎日暴力をふるわれる



親に万引きをさせられる

なぜ子ども食堂は爆発的に広がったのだろうか

都道府県別の子ども食堂の数

計2286

北海道	113	滋賀	95
青森	8	京都	94
岩手	17	大阪	219
宮城	44	兵庫	53
秋田	11	奈良	34
山形	8	和歌山	20
福島	13	鳥取	27
茨城	19	島根	19
栃木	23	岡山	25
群馬	26	広島	26
埼玉	83	山口	14
千葉	62	徳島	7
東京	335	香川	15
神奈川	169	愛媛	13
新潟	28	高知	51
富山	8	福岡	90
石川	20	佐賀	11
福井	15	長崎	7
山梨	12	熊本	31
長野	68	大分	30
岐阜	22	宮崎	18
静岡	40	鹿児島	24
愛知	66	沖縄	127
三重	26		

【毎日新聞2018年4月3日】

地域の子どもたちに無料や低額で食事を提供する「子ども食堂」が全国2286カ所で開かれているとの調査結果を、運営者の団体「こども食堂安心・安全向上委員会」が3日発表した。子ども食堂の名が使われ出したのは5～6年前からで、ここ数年で爆発的に広がったとみられる。ただ、地域差も大きく、同委員会は「各小学校区ごとに1カ所の開設が望ましく、官民挙げての取り組みが必要だ」と訴える。

— 中略 —

3日に厚生労働省内で記者会見した代表の湯浅誠・法政大教授は「お年寄りから子どもまでが集う地域交流の場所作りと、貧困対策の両面から、普及したのではないか」と話した。実際に子どもだけでなく、親や近所の高齢者にも食事を提供する食堂は少なくない。また、国や自治体に教育、生活、経済的支援などの責務を課した「子どもの貧困対策法」が14年に施行され、自治体が子ども食堂の開設を推進したことも背景にあると指摘する。



真宗大谷派寺院

たのしい♪ おいしい♪

こども食堂

こども食堂とは、小学生のみなさんがひとりで入れる
毎週水曜開催の元気が出る食堂です。

※要予約! カレーライス + 飲み物 + おやつ 100(税込) 円

ハニシ

インターネットより画像取り込み
会場写真とポスターは無関係

2013年6月に「子どもの貧困対策法」が成立し、記事にもあるように2014年1月から施行された。この法律は、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現すること」がその理念とされています。これにより、都道府県は子供の貧困対策の計画を策定することになったが、これは努力義務で実際の行政に生かされているとは言えないのが現状のようです。ただこの法律の制定によって、「子どもの貧困」に対する活動がしやすくなったわけです。

要養護児童は家庭の貧困から生まれる場合が多い —虐待の要因は、一人親家庭と経済的困難—

表1 児童虐待の要因と割合

家庭状況	家庭状況		あわせて見られるほかの状況上位3つ		
	件数	割合 (%)	1位	2位	3位
一人親家庭	460	31.8	経済的困難	孤立	就労不安定
経済的困難	446	30.8	一人親家庭	孤立	就労不安定
孤立	341	23.6	経済的困難	一人親家庭	就労不安定
夫婦間不和	295	20.4	経済的困難	孤立	育児疲れ
育児疲れ	261	18.0	経済的困難	一人親家庭	孤立

出典) 東京と福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」2005より

表2 全世帯と母子世帯の平均収入比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万	36.0
平成17年	563.8万円	213万	37.8

出典) 厚生労働省 (2006)「全国母子世帯等調査結果報告」より

「子ども食堂」が必要なわけは、その設立のきっかけになった「子どもの貧困対策法」という法律の名前から家庭の貧困から生じていることは疑う余地はありません。

では、里親問題はどうか。里親に委託される要養護児童は、虐待から生じる割合が高くなっていることを見ましたが、その虐待が生じる原因は何でしょうか。少し古い感じはありますが、2005年の東京都の資料では、「一人親家庭」と「経済的困難」が主になっています。「一人親家庭」とはほぼ母子家庭のことで、その収入は、全世帯平均の4割弱しかありません。「一人親家庭＝経済的困難」でもあるのです。

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長である大西連氏は子ども食堂はとりあえずの「絆創膏」であり、問題を原因から直す「処方箋」が必要だと言います。それは政策的な動き、あるいは何か別の動きが必要な事柄かもしれません。

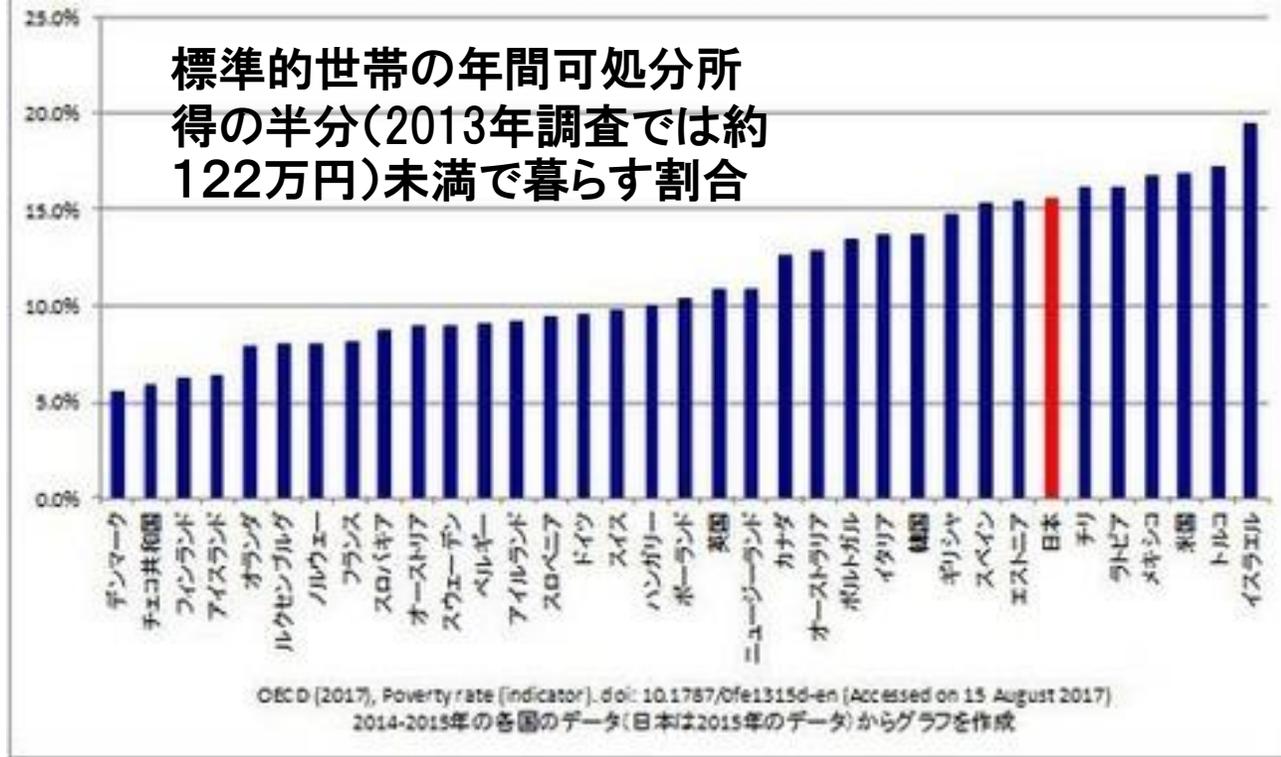
所得格差は年々広がっている

所得格差 (ジニ係数) の推移



ジニ係数にとる値の範囲は0から1で、係数の値が大きいほどその集団における格差が大きい状態であるという評価になる。特にジニ係数が0である状態は、ローレンツ曲線が均等分配線に一致するような状態であり、各人の所得が均一で、格差が全くない状態を表す。逆にジニ係数が1である状態は、ローレンツ曲線が横軸に一致するような状態であり、たった1人が集団の全ての所得を独占している状態を表す。社会騒乱多発の警戒ラインは、0.4である。

図2 OECD加盟国の相対的貧困率



日本の所得格差は、年々広がっており、2018年度ではジニ係数が0.6近くにもなっていると推定されます。これを所得税などの税金を徴収したり、年金を支給したりすることで、ジニ係数0.4以下を保っています。国民全体の貧困率も16%前後です。

天理教の教勢が増した時期

今までの話をまとめると、「天理教の教勢は、100年祭頃に比べて、表面上は半減し、実質は十分の一に落ちている。そんな中で、何とか活動らしきものは、国の政策に沿った里親活動や子ども食堂などで、それらは、貧富の格差の増大という社会的の動きから見れば、『絆創膏』のような一時しのぎの活動である。」というような事でしょうか。
 ここで視点を変えて、天理教180年の歴史の中で教勢が伸びた時期と伸び悩んだ時期、衰退した時期(現在進行中です)を見てみましょう。

天保9(1838)年 立教
 文久3(1863)年 仲田儀三郎入信。

慶応3(1867)年 「御神前明記帳」2千数百名(参拝者)。大和150余カ村、山城3カ村、河内1カ村、大阪3カ所、阿波1カ村。

明治13(1880)年 「転輪王講社名簿」 約1500人(信者)大和、河内ではほぼ同数。

松方デフレによる身代限り(破産)の続出

明治20(1887)年 教祖、身を隠される。信者数万人。

明治27(1894)年 教師数13,000人余 教会数760

明治29(1896)年 公称信者数 300万人 (当時の日本の人口は、約4千万人)

増加

秘密訓令

秘密訓令以降、教勢は伸び悩んでいました。

明治31(1898)年 教師18,150 教会 1,493

日露戦争後の社会不安一日比谷焼き討ち事件

大正元(1912)年 教徒75,562

三教会同

大正11(1922)年 教徒133,456

倍加運動

大正14(1925)年 教徒198,096 教会数7,478

昭和2(1927)年 教徒174,672

戦前の復元「おふでさき」の公刊

1929(昭和4)年世界恐慌

昭和11(1936)年 教徒288,204

1945年敗戦からの復興

昭和30(1955)年 教徒403,071 教会数15,000余

戦後の復元、昭和21年『復元』の発行

昭和41(1966)年 教祖80年祭 参拝者200万

明治27年から昭和30年までの数字は、『近代民衆宗教史の研究第二版』による。一部『天理教事典』にもよっている。数字は出典によってかなり異なる。

平成24(2012)年 信徒1,199,652

減少

明治10～20年代にかけて、大量の貧民が生まれ、それが信者の増大につながった

天理教が大きく躍進したのは、明治20年代です。明治20年陰暦1月26日に教祖が身を隠され、本席のおさしづ、「扉開いてろっくの地に」の言葉によって布教師たちは日本中に散っていきました。天理教は明治21年4月に東京府から神道天理教会として公認を得たのも幸いし、まさに燎原の火のごとくに教祖の教えが日本中に広まっていきました。このような動きは明治29年に政府の弾圧が内務省訓令第十二号(秘密訓令)によって始まるまで続き、現在の主要な大教会の母体はこの間に出来ています。この時期の信者数は300万、当時の日本の人口は4000万ほどでしたから、10人に一人は天理教の信者という状況だったのです。なぜこれほどに天理教は伸びたのでしょうか。／ 明治政府は、明治6年、地租改正により、年貢の納入を物納から地価に基づく金納に改めました。これにより物価の変動がもろに農民に影響するようになります。そのような状況の中で松方デフレと呼ばれる政策が取られました。米価の下落です。米価は下がっても地価は下がりませんから納税額は同じで、税の滞納⇒支払のために土地を売る⇒小作人か労働者に没落するという流れが生じました。

明治初年の土地制度改革(地主制拡大の法的環境整備)を経て、地主制は大きく拡大していった。小作地率は、明治初年の30%程度から1907(明治40)年には45%と急増した。戦前の小作地率のピークは、29年の48%だったから、明治末期にピーク近くにまで達していたことになる。明治期は、大正期以降と比べると耕地地価が米価に対し相対的に安価だったため、土地投資利回りも高く、未だ地主の土地投資は有利であった。／ さて、農家経済は、米納年貢から金納定額地租への移行により、毎年の収量変動と米価変動の影響を、江戸時代よりもはるかに直接にかつ強く受けることになった。とりわけ米価変動の影響は大きかった。農家経済が米価変動による大きな負のショックを受けたのが、松方デフレである。地主小作関係の拡大は、松方デフレが一つの画期となった。

松方デフレで地主小作関係が拡大したのは、1870年代後半以降のインフレ経済下で一挙にデフレ政策がとられたことによる。インフレで農産物価格が右肩上がりで上昇していくなか、農民は農業・蚕糸業への投資や消費を拡大させていた。農民のなかには、農業投資の拡大のために土地を担保に借金を膨らませるものもいた。このような状況下で、物価が下落を始めたのである(松方デフレ)。農産物価格が急速に下落をはじめ、増税とともに定額地租の重みも加わり、農民の所得は急速に低下した。所得低下による農家負債の増大や租税の滞納などで、所有地を手放す農民が多数生じたのである。とりわけ、価格上昇を前提とした蚕糸業への投資拡大は、土地喪失農民を続出させることになった。土地を喪失した農民は、元所有地を地主から賃借する小作人となるか、町場・都市に出て労働者となった。これまで盛んにおこなわれてきた個別地主の経営分析をみても、松方デフレ期に上地集積が進んでいたことを確認することができる。(『日本経済の歴史3近代1』P160.岩波書店.2017)

表7 身代限債務者及負債金額累年比較表

年次	身代限債務者(人)	負債金総額(円)	平均債務額(円)
1875 明治8年	8,537	2,614,179.794	306.22
1876	10,866	3,360,821.846	309.30
1877	12,599	3,817,470.503	303.00
1878	10,881	1,984,641.439	182.40
1879	9,935	1,667,574.500	167.85
1880 明治13年	9,855	1,282,344.248	130.12
1881	7,789	1,049,948.381	134.80
1882	12,191	1,624,175.558	133.27
1883	22,492	3,542,386.421	157.50
1884 明治17年	27,526	4,713,906.437	171.25
1885	12,483	2,874,006.839	230.23
1886	10,732	1,821,289.217	169.71
1887 明治20年	8,756	2,196,366.913	250.84

備考 「貨幣制度調査会報告」『明治前期財政経済史料集成』第12巻(明治文献)所収。
平均債務額は、稲田が算出。

『日本近代社会成立期の民衆運動』P169.稲田雅洋.1990.筑摩書房

「五ツ いづれもつきくるならば
六ツ むほんのねえをきらふ 二下り目」
の教えは、貧富の差(社会的不平等)の拡大・固定化を進める国を恐れさせ、教祖の十数回の御苦勞(警察、監獄への収監)を生んだ

京都府 貢租公費ニ差支ヘ負債ノ為メ所有ノ土地ヲ質入抵当トナシ、或ハ之ヲ売却セルモノ多ク、昨今兩年ハ身代限りノ公判ヲ受クルモノ日ニ増加スルノ景況ナリ。

大阪府 負債ノ為メニ、概ネ所有ノ土地十分ノ五弱程ハ抵当ニ入レタルモ、到底負債ヲ償フテ再ヒ己ノ所有地トナスヘキ見込ナキモハ多キ、大凡其三分ノ二ニアリ。

兵庫県 土地所有ノ有様ヲ觀察スルニ、其所有ヲ全フスル者十分ノ一、抵当ニ入レタル者十分ノ五、既ニ沽却セシ者及ヒ将サニ恬却セントスル者十分ノ四トス。故ニ、抵当地ヲ再ヒ自己ノ所有ニ復スル如キハ、絶テ望ムヘカラサルノコトナリ。

『日本近代社会成立期の民衆運動』P171

上の表は、明治8年から20年までの身代限り(破産)の数です。16, 17年は2万件を超えています。関西3府県の状況を見ると、税金を払えないために土地は抵当に入り、それを再び自己の所有にする事は絶望的なことが見えます。この頃に起きたのが、秩父事件で、貧富の差(社会的不平等)の拡大・固定化にたいして「世直し」と「世均し」を求めるものでした。

教祖の御苦勞(警察、監獄への収監)が始まるのもこの頃からで、19年の樺本分署の最後の御苦勞まで、17, 8回あったといわれています。御苦勞の原因は、禁厭祈禱を行ったからといった理由が付けられますが、実際は「世直し」「世均し」を標榜する教祖の教えに対する国家の危機感の表れです。

教祖の教えは対症療法ではなく、問題の根絶にある
—教祖の教えに還るとき、道は開ける—

明治20年以降、天理教の燎原の火のごとく拡がった布教は、明治29年の内務省訓令(秘密訓令)によって終わりを告げます。国からの弾圧を避けるため、天理教団は、教理や儀式に自己規制をかけていきます。これに反発する布教師たちのある者は教団を離れ、ある者は不慮の死を遂げ、明治33年四月には、不良布教師という名目で1400名の教師が辞職させられました。

また、社会の雰囲気も、権力に対抗するような考え方からすべての問題は自分の「心」の一点に帰せられ、その「心」を平安に保ち、それに甘んじていることだけが、この地上における幸福の条件というような道徳が主流になっていきます。

天理教の教理もまた、明治29年以降、徐々に変質していきます。教祖の存命中から、教祖の教え以外のものがそこに入り込むということはあったのです(「おふでき」に度々出て来る回りの者に対する強い怒りの表現がそれを示しています)が、国家からの弾圧という危機を前にして、教団教理の世俗化が進んでいきます。

明治30年以降にも教勢が伸びた時期があります。それは昭和初期の大恐慌の時と昭和20年の敗戦による混乱期で貧困者が増えた時です。「人だすけ」が天理教の教えですから、困った人が多くなれば、布教が伸びるのは理の当然でしょうか。それはともかくとして、どちらも教祖の教えに還ろうという趣旨の「復元」が行われた時期でもあります。

教祖が身を隠されてからの130年の天理教の歴史から導き出される教勢劣化からの脱出の方法は、教理の根本に立ち返ること、「おふでき」「みかぐらうた」の本来の精神に回帰する以外にないということでしょうか。

五号 64. はや／＼としやんしてみてせきこめよ ねへほるもよふなんのでん

65. このよふのしんぢつねへのほりかたを しりたるものハさらにないので

66. このねへをしんぢつほりた事ならば ま事たのもしみちになるのに

教祖の教えは、「絆創膏」ではなく、問題の根本を解決しようとする「処方箋」であります。